



熊本県公報

第12050号

平成23年10月4日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	1
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○救急医療機関に関する協力申出の撤回	(医療政策課)	2
○救急医療機関に関する認定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○道路の区域変更	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4

公 告

○県有財産の売却	(道路保全課)	4
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不分 明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	6
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不分 明者に係る当該通知の掲示	(〃)	6
○平成23年度熊本県准看護師試験実施要領	(医療政策課)	6
○権利者会議通知書公示送達	(農地整備課)	8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	8

登 載 依 頼

○質屋営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則	(警察本部生活環境課)	8
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(熊本県環境影響評価審査会)	14

告 示

熊本県告示第978号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所夕葉町 八代市夕葉町7番地3	医療法人明朋会	平成23年9月28日

熊本県告示第979号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所夕葉町 八代市夕葉町7番地3	医療法人明朋会	平成23年9月28日

熊本県告示第980号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
駕町通り ケアガイドセンター 熊本市安政町5番15号マリアビル4階	医療法人博光会	平成23年10月1日

熊本県告示第981号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター水俣訪問看護ステーション 水俣市栄町1丁目6番11号	株式会社ニチイ学館	平成23年10月1日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター水俣訪問看護ステーション 水俣市栄町1丁目6番11号	株式会社ニチイ学館	平成23年10月1日

熊本県告示第982号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター水俣訪問看護ステーション 水俣市栄町1丁目6番11号	株式会社ニチイ学館	平成23年10月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター水俣訪問看護ステーション 水俣市栄町1丁目6番11号	株式会社ニチイ学館	平成23年10月1日

熊本県告示第983号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
NTT西日本九州病院	熊本市新屋敷一丁目17番27号	平成23年7月1日

熊本県告示第984号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次の

とおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
N T T 西日本九州病院	熊本市新屋敷一丁目17番27号	平成23年7月1日から 平成26年6月30日まで

熊本県告示第985号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字古田1023番1、1030番1から1030番3まで、字下村1115番1、1133番31、1130番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第986号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町大字西字済床1678番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字済床1678番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年10月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	阿蘇公園 菊池線	菊池市原字蜂の巣 3615番5地先から 同所 3612番地先まで	前	8.7 ～ 16.3	197.0	災害防除

			後	13.0 ～ 46.1	197.0	
--	--	--	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成23年10月4日

熊本県告示第988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年10月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市中島町字村ノ前 1176番1地先から 同市無田口町字東小新開 1738番4地先まで	前	10.5 ～ 44.4	160.0	活力基盤改築 (迂回路の廃止)
			後	18.5 ～ 23.5	155.3	

2 区域を変更する期日 平成23年10月4日

熊本県告示第989号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 春富 玉名郡和水町東吉地990番地3	合同会社春富	平成23年10月1日

熊本県告示第990号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 春富 玉名郡和水町東吉地990番地3	合同会社春富	平成23年10月1日

公 告**熊本県公告第498号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 物件の表示

球磨郡錦町西地内
国道267号仮橋撤去に伴う発生鋼材 84.0t

2 入札期日

平成23年10月18日（火）午前10時

3 入札場所

人吉市西間下町86-1番地 熊本県球磨地域振興局大会議室

4 入札の方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。契約担当者が確実と認める金融機関とは、熊本（4301）手形交換所加盟金融機関のこと。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

6 開札期日

入札終了後即時

7 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。

8 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 本入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

9 入札参加申込書

本入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。

提出期限 平成23年10月17日（月）午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)

提出先 人吉市西間下町86-1番地 熊本県球磨地域振興局総務部総務振興課

10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人の場合 印鑑証明書
- (2) 法人の場合 印鑑証明書
- (3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状

11 その他

- (1) 契約締結期限 平成23年10月25日（火）
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 鋼材の搬出期限 契約書により指定する。
- (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、実際の重量に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
- (5) 契約締結場所 人吉市西間下町86-1番地 熊本県球磨地域振興局総務振興課
- (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ入札するものとする。
- (7) 問合せ先 熊本県球磨地域振興局総務部総務振興課（電話0966-24-4114）

熊本県公告第499号

球磨郡多良木町に事務所を置く多良木町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	野村 耕右	球磨郡多良木町大字多良木2697番地1
就任 理事	松尾 欣二郎	球磨郡多良木町大字多良木2615番地

熊本県公告第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 所在の不分明な者の氏名

宮村 一二、亀井 亀代近、森本 博、滝下 子之吉、野田 亭蔵、森下 茂、野田 熊男、春木 勝太郎、佐藤 タキ、松本 穀、山田 実次、山田 徳蔵、山田 萬蔵、小田 義人、山田 倉蔵、野田 喜太郎、山本 秋義、小田 勉、小田 虎喜、小田 繁蔵、石井 五郎、熊本木材事業協同組合、堂村 鶴男

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年8月30日付け熊本県告示第847号による。

熊本県公告第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 所在の不分明な者の氏名

山本 才吉、小林 徹八、尾池 武八郎、柿本 定男、田中 信廣、山本 谷雄、山本 泰、本田 佳子、富永 孝章、塚本 昇、吉迫 乙之松、本村 ミヅエ、西山 裕一郎、山本 敬子、益田 興明、木村 良興、島田 浅子、楠田 郁太郎、市尾 昭人、澤本 有子、原 一司、森山 泉、楠本 紫、村上 新太郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年8月30日付け熊本県告示第848号による。

熊本県公告第502号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成23年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 試験日時

平成24年2月17日（金）
午後1時30分から午後4時まで（150分）

2 試験場所

公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目1番100号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成24年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成24年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成24年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成24年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看

護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験手続

(1) 受付期間

平成24年1月4日（水）から平成24年1月11日（水）まで（閉序日を除く。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は、平成24年1月11日（水）までの消印のあるものに限る。

(2) 試験申込書の請求先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課又は各地域振興局保健福祉環境部（熊本市保健所を除く各保健所）

なお、郵送で請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号（24.0センチメートル×33.2センチメートル）の返信用封筒を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局医療政策課へ請求すること。

(3) 試験申込書の提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。

(4) 提出書類等

ア 平成23年度熊本県准看護師試験申込書

(ア) 試験申込書に記入する氏名は、戸籍（外国人の場合は、外国人登録証明書）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載して試験申込書の所定の欄に貼ること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で修業し、又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

また、平成24年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。

(イ) 4の(5)に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写しを提出すること。

(ウ) 4の(6)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写しを提出すること。

ウ 受験料 6,900円

(ア) 試験申込書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼ること。

(イ) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出する者は、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する普通為替証書又は定額小為替証書を同封すること。

(ウ) 試験申込書受理後は、受験手数料を返還しない。

エ 返信用封筒

長型3号（12.0センチメートル×23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼付すること。

ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。

(5) 受験票の交付

受験票は、平成24年2月1日（水）までに郵送等により交付する。

なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班まで問い合わせること。

6 受験の無効

修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者については、平成24年3月6日（火）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。期限までに提出されない場合は、当該者の受験を無効とする。ただし、当該期限までに提出できない場合は、あらかじめ熊本県健康福祉部健康局医療政策課に申し出ること。

7 合格者の発表

試験の合格発表は、平成24年3月14日（水）午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部（熊本市保健所を除く各保健所）にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。

掲示及び掲載期間は、合格発表の日から2週間とする。

また、合格者には郵送等により通知する。

電話による試験結果の問合せには応じない。

8 口頭による個人情報の開示請求

この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。

(1) 開示を行う内容 総合得点

(2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部健康局医療政策課

(3) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間

（閉序日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

- (4) 開示請求できる者 受験者本人
 (5) 開示請求方法 受験票等本人であることが確認できる書類を持参すること。
 (6) 開示方法 口頭による。
- 9 試験問題及び正答の公表
 (1) 公表期間 合格発表の日から2週間
 (2) 公表手段 熊本県ホームページ
- 10 問合せ先
 熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
 電話 096-333-2206

熊本県公告第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成23年10月4日から平成23年10月18日まで上天草市役所大矢野庁舎で縦覧に供する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 送付すべき書類
 県営土地改良事業荒木浜地区の換地計画の決定に係る権利者会議通知書
- 2 送付を受けるべき者
 住所不明
 杉田 陽子
- 3 縦覧に供する書類の要旨
 (1) 権利者会議の日時 平成23年10月23日 午後1時
 (2) 権利者会議の場所 上天草市役所大矢野庁舎大会議室
 (3) 議案 県営土地改良事業荒木浜地区の換地計画の決定
- 4 その他
 1の送付すべき書類は、縦覧期間中は上天草市役所大矢野庁舎において保管し、その後は熊本県天草地域振興局（農林水産部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成23年10月13日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

熊本県公告第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 荒尾市本井手字長谷1605番地31、同1605番地33、同1620番地31及び同1620番地32
 15,485.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
 株式会社ナフコ

登載依頼**熊本県公安委員会規則第11号**

質屋営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年9月22日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

質屋営業法令事務取扱規則の一部を改正する規則
 質屋営業法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第1項」を「第12条」に改める。

第4条中「第10条第1項」を「第10条」に、「第14条第2項」を「第14条の2」に改める。

本則に次の1条を加える。

（質置主の保護に係る承認の手続）

第8条 法第28条第3項第1号に規定する承認を受けようとするときは、相続人承認申請書（別記様式第11号）により、営業所の所在地の所轄警察署長を経由して申請するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに、同項に規定する承認をするか

- どうかを決定し、当該申請をした者にその結果を通知するものとする。
- 3 前項の規定による承認の通知は相続人承認通知書（別記様式第12号）により、同項の規定による不承認の通知は相続人不承認通知書（別記様式第13号）により、それぞれ行うものとする。
- 4 前3項の規定は、法第28条第5項に規定する承認の手続について準用する。この場合において、第1項中「第28条第3項第1号」とあるのは「第28条第5項」と、「相続人承認申請書（別記様式第11号）」とあるのは「営業所承認申請書（別記様式第14号）」と、「営業所」とあるのは「旧営業所」と、前項中「相続人承認通知書（別記様式第12号）」とあるのは「営業所承認通知書（別記様式第15号）」と、「相続人不承認通知書（別記様式第13号）」とあるのは「営業所不承認通知書（別記様式第16号）」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 別記様式第10号の次に次の6様式を加える。

別記様式第11号（第8条関係）

相続人承認申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所
氏名

印

年 月 日生（歳）
被相続人との続柄（）

次に掲げる者の相続人として、質屋営業法第28条第3項第1号に規定する承認を受けたいので、申請します。

1 被相続人

住 所			
(ふりがな)			
氏 名			
死 亡 し た 日	年 月 日		

2 被相続人に関する事項

許可証の番号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
営業所の名称			
営業所の所在地			

3 質契約終了行為の完了年月日

年 月 日

備考

- 1 申請者が相続人であることを証する書面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 12 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所

氏名

年 月 日 生 (歳)

相続人承認通知書

年 月 日 付けの申請については、承認する。

年 月 日

熊本県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とする。

別記様式第 13 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所

氏名

年 月 日 生 (歳)

相続人不承認通知書

年 月 日 付けの申請については、次の理由により承認しない。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 14 号（第 8 条関係）

営業所承認申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

年 月 日 生 (歳)

次に掲げる営業所において質置人の保護を行うことについて、質屋営業法第 28 条第 5 項に規定する承認を受けたいので、申請します。

1 営業所

名 称	
所 在 地	

2 申請の区分

- 質屋の廃業 ・ 質屋の許可の取消し ・ 質屋の営業の停止
 質屋の死亡 ・ 質屋の合併による消滅 ・ 質屋の合併以外の事由による解散

3 旧営業所に関する事項

許可証の番号	第 号	許可年月日	年 月 日
質屋の氏名 又は名称			
質屋の住所 又は所在地			
営業所の名称			
営業所の所在地			

備考

- 1 申請の区分は、該当するものを○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とする。

別記様式第 15 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日 生 (歳)

営業所承認通知書

年 月 日 付けの申請については、承認する。

年 月 日

熊本県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とする。

別記様式第 16 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

年 月 日 生 (歳)

営業所不承認通知書

年 月 日 付けの申請については、次の理由により承認しない。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活環境課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

熊本県環境影響評価審査会公告第 4 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成 23 年 10 月 4 日

熊本県環境影響評価審査会会长 矢野 隆

- 1 開催日時
平成 23 年 10 月 13 日（木）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県玉名市岩崎 1004-1
熊本県玉名地域振興局 4 階大会議室
- 3 審議内容
「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審

議開始予定時刻の 30 分前までに集合すること。

(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。

(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

6 問合せ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）

電話 096-333-2268